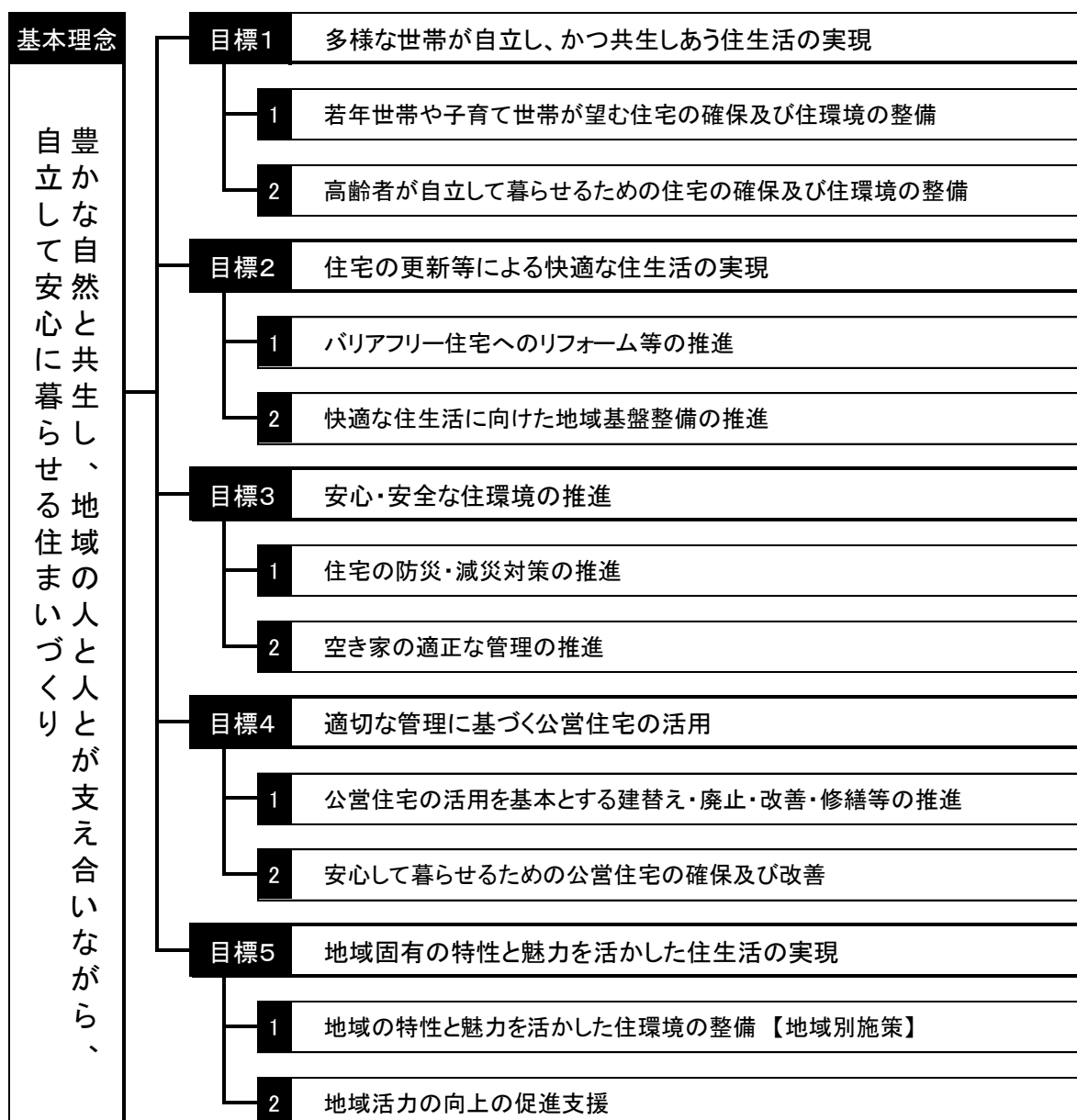


6 基本施策及び具体的施策

本計画の基本理念「豊かな自然と共生し、地域の人と人々が支え合いながら、自立して安心して暮らせる住まいづくり」とそれに基づく5つの目標の実現に向けて、「基本施策（施策の柱）」を設定し、基本施策ごとに具体的施策を実施します。

▼計画の基本理念・目標と目標ごとの基本施策



(1) 多様な世帯が自立し、かつ共生しあう住生活の実現【目標1】

基本施策1：若年世帯や子育て世帯が望む住宅の確保及び住環境の整備

結婚・出産・就職を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を確保・供給できる環境の整備を図るために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 子育て世帯等を対象とした公営住宅への優先入居の支援
- 子育て支援施設の整備

基本施策2：高齢者が自立して暮らせるための住宅の確保及び住環境の整備

高齢者が日常生活において、安全に安心して暮らすことができるための住宅を確保するとともに、医療・介護サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現を図るために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 公営住宅の高齢者向け住戸の供給
- 建替え等が行われる公営住宅団地（100戸以上）の生活支援に資する施設の設置

(2) 住宅の更新等による快適な住生活の実現【目標2】

基本施策1：バリアフリー住宅へのリフォーム等の推進

バリアフリー化されていない住宅等のリフォームや省エネルギー対策による快適で質の高い住宅ストックへの更新を促すために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 長期優良住宅建築等計画の認定制度のさらなる拡充

基本施策2：快適な住生活に向けた地域基盤整備の推進

土地区画整理事業など地域基盤の整備を推進し、快適な住生活に向けた住環境の改善を図るために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- まちなみ景観向上による良好な住環境整備の検討・実施
- 土地区画整理事業や都市公園など地域基盤の整備

(3) 安心・安全な住環境の推進【目標3】

基本施策1：住宅の防災・減災対策の推進

地震や火災、洪水、土砂災害等の自然災害等に対し、住宅の防災・減災対策を行い、居住者の安全性の確保・向上を促進するために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修促進事業による支援の拡大
- ハザードマップの積極的な情報提供

基本施策2：空き家の適正な管理の推進

空き家の周辺住民が安心して暮らせるよう、空き家所有者の責任において、適切に管理するように、広報やホームページを通じて当事者意識の啓発を図るとともに、危険な空き家については、市において法令に基づき、空き家の適正な管理を推進するために、以下施策の検討・実施を進めます。

(具体的施策)

- 関係団体と連携した空き家セミナーや無料相談会の開催の検討
- 法令に基づく特定空き家への対応の推進

(4) 適切な管理に基づく公営住宅の活用【目標4】

基本施策1：公営住宅の活用を基本とする建替え・廃止・改善・修繕等の推進

老朽化・劣化が進む公営住宅に対し、建物状況に応じた適切な管理（建替え、用途廃止、個別改善、維持保全）を行い、貴重な住宅ストック及び都市ストックとして、その有効活用を図るために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づく効率的な住宅管理の実施
- 上記計画で「建替え」とする住宅の改善

基本施策2：安心して暮らせるための公営住宅の確保及び改善

住宅を自力で確保することが困難な低所得者、高齢者、障害者などが安心して暮らせる住宅として、公営住宅の供給を促すとともに、これら居住者に配慮した住宅の改善を推進するために、以下施策の検討、実施を進めます。

(具体的施策)

- 高齢者、障害者世帯等を対象とした公営住宅への優先入居の支援
- 公営住宅におけるバリアフリー化の推進

(5) 地域固有の特性と魅力を活かした住生活の実現【目標5】

基本施策1：地域の特性と魅力を活かした住環境の整備【地域別施策】

本市を5つの地域（中央部、東部、西部、北部、島しょ部）に区分し、まちなかや郊外住宅地、多自然居住地など、地域固有の自然、歴史、文化その他の特性に応じ、それらの魅力を最大限に活かした住宅、住環境の整備を推進するために、以下施策の検討、実施を進めます。

（具体的施策）

- 空き家情報バンクの活用による移住の支援（北部、島しょ部）
- まちなみ景観向上による良好な住環境整備の検討・実施〔再掲〕
- 土地区画整理事業や都市公園など地域基盤の整備〔再掲〕

基本施策2：地域活力の向上の促進支援

自分の暮らす地域に愛着と誇りを持ち、個々の住民が地域に対して積極的に関わるための地域活力の向上を図るために、以下施策の検討、実施を進めます。

（具体的施策）

- 里の案内人制度の活用による移住者の支援（北部、島しょ部）
- 移住者受入事業による移住者の支援（北部、島しょ部）